

家畜共済診療点数表  
(付：家畜共済診療点数表適用細則)

## 家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考	適用細則																								
		B種	A種																										
<b>【第1診察料】</b>					<p>〔「家畜共済診療点数表適用細則について」（昭和59年3月23日付け59農経B第637号農林水産省経済局長通知） 最終改正：平成20年3月24日〕</p>																								
1 再 診		60	7	<p>診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとる裏告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。</p> <p>第2診以後単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置、指導及び手術を行わない場合に限る。</p>	<p>1 薬治の医薬品を使用している期間中は、「再診」を適用しない。</p> <p>2 予後判定又は治癒判定のため診察をするのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わないときは、「再診」を適用する。</p> <p>3 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査を含む。</p>																								
2 往 診				<p>1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患畜がある場合は、往診1回とする。</p> <p>2 2戸以上連續して往診した場合は、それぞれ次の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>500メートルまでの部分について</td> <td>4キロメートルまでの部分について</td> <td>4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>33</td> <td>66</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>悪天候時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深 夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜 間 で 悪天候時</td> <td>66</td> <td>132</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>深 夜 で 悪天候時</td> <td>99</td> <td>198</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>4 夜間とは、午後8時から翌日午前6時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。</p>		500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに	夜 間	33	66	12	悪天候時				深 夜				夜 間 で 悪天候時	66	132	23	深 夜 で 悪天候時	99	198	30	<p>1 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「往診」を適用しない。</p> <p>2 立会診又は検査のため往診した場合は、「往診」を適用する。</p> <p>3 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変、あるいは当該医薬品の薬効外の新たな病傷が発生したためにやむを得ず往診したとき以外は「往診」を適用しない。</p> <p>4 患畜を集めて診療を行ったときは、往診1回とし、最初の1頭について往診があったものとみなす。</p> <p>5 出張診療を行っている場合は、その往診距離はその出張所を起点として計算する。</p> <p>6 車馬若しくは船舶を利用した区間がある場合又は有料道路を利用した区間がある場合においても、これらに要した料金については増点することはできない。</p> <p>7 往診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の往診とする。</p> <p>8 求診が昼間行われ、正当な理由なしに往診を夜間又は深夜に行った場合は、夜間又は深夜の割増しは行わない。</p> <p>9 暴風時とは暴風警報発令中を、暴風雪時とは、暴風雪警報発令中をいう。</p>
	500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに																										
夜 間	33	66	12																										
悪天候時																													
深 夜																													
夜 間 で 悪天候時	66	132	23																										
深 夜 で 悪天候時	99	198	30																										

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
	500メートル以内の場合	83	16		悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合及び積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは行わない。
	500メートルを超える場合	161	34	<p>1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに、B種に28点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を加える。</p> <p>2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に65点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。</p> <p>3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日より翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。</p>	<p>積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは、患畜の所在地が積雪地域内にある場合に行い、その往診距離は診療施設を起点として計算する。</p>
3	滞在診	881	9	<p>1 1夜についての点数とする。</p> <p>2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。</p>	<p>1 診療のため滞在を必要とした場合に限る。</p> <p>2 宅診で診療が深夜を含む6時間以上行われた場合でも適用しない。</p> <p>3 入院している家畜については、適用しない。</p>
4	立会診	513	8	立会診断を必要とした場合に限る。	<p>1 Aなる主治医にBが立会った場合、Bについては「往診」及び「立会診」を適用し、その往診料及び立会診料はAから請求する。</p> <p>2 「立会診」を適用するのは、それが必要と認められた場合に限る。</p> <p>3 立会診の場合に検査、注射、処置又は手術を共同して行っても、重複して適用することはできない。</p>

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
<b>【第2薬治料】</b>					
5 薬 治				<p>1 内服薬、洗浄薬、罨法薬、塗布（擦）薬、散布薬、点眼薬、注入・挿入薬（原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬を除く。）を畜主に交付することをいう。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。</p>	<p>1 医薬品の使用法を畜主に指示して交付した場合に適用する。</p> <p>2 薬瓶、軟膏かん等の容器代（薬袋及び葉包紙を除く。）は畜主の負担とする。</p> <p>3 畜主が医薬品を持ち帰る途中、又は自宅等において滅失したため再交付した場合は、畜主の負担とする。</p> <p>4 薬治は2日分を標準とするが、診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分を標準とする。</p> <p>5 同時に異なる薬効を目的とした2種以上の医薬品を交付した場合でも、1回の点数を適用する。</p>
調剤を必要とするもの	46	13			
調剤を必要としないもの	21	5			
<b>【第3文書料】</b>					
6 診 断 書	100	5		同一内容のもの1回の交付についての点数とする。	
7 検 案 書	100	5			
8 指 導 書	100	5			
<b>【第4検査料】</b>					
				処方箋及び各種証明書の場合にも適用する。	
				検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。	<p>検案書とは、自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。</p> <p>第7指導料の指導を行った場合に畜主に対し交付する文書をいう。</p> <p>1 病傷の診療のため必要があると認められる場合にのみ適用する。</p> <p>2 健康検査又は損害防止のため行った場合には適用しない。</p> <p>3 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、診断に伴う検査料には適用しない。</p> <p>4 馬伝染性貧血、ブルセラ病等治療効果を望めない疾病であることが明らかとなったときは、その後の検査には適用しない。</p> <p>5 研究の目的をもって行った検査には適用しない。</p> <p>6 同一検査時において同一の種別（種別欄に区分が設けられている場合は同一の区分）に含まれる検査を2種以上行った場合でも、特に規定のあるものを除き1回の点数を適用する。</p>

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
9	採 血	53	8		1 診療時に2回以上採血を行った場合でも、1回に限りこの点数を適用する。
10	乳汁簡易検査	58	8	1 CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳、ケトン体等の検査をいう。 2 乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合は、B種を86点、A種を31点とする。	黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査には適用しない。
11	乳汁顕微鏡的検査	150	40	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を98点、A種を40点とする。	
12	乳汁理化学的検査	135	32	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。	
13	微生物簡易検査	134	39	1 無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。 2 培養を行った場合は、B種を343点、A種を76点とする。	1 無染色、単染色（メチレンブルー、フクシン、パイファゲンチアナ紫等）、複染色（グラム染色）による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物特殊検査を行った場合は、「微生物特殊検査」を適用する。
14	微生物特殊検査	305	40	1 特殊染色による顕微鏡的検査をいう。 2 培養を行った場合は、B種を528点、A種を77点とする。	1 芽胞染色、莢膜染色、鞭毛染色、抗酸性染色による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物簡易検査を行った場合でも、「微生物特殊検査」を適用する。
15	薬剤感受性検査	288	46	1 細菌培養を含む。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に35点、A種に12点を加える。	細菌の種類、薬剤の種類及び濃度の数にかかわらず、この点数を適用する。
16	細菌分離培養検査	365	58	1 薬剤感受性検査を含む。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に47点、A種に18点を加える。 3 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種を402点、A種を134点とする。	細菌数の検査を行った場合でも、この点数を適用する。
17	血液一般検査	92	10	1 比重、赤血球浸透圧抵抗、血球容積、出血凝固時間、プロトロンビン時間、部分トロンボプラスチン時間等の検査をいう。 2 血清又は全血による平板凝集反応にも、この点数を適用する。	

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
18	血液顕微鏡的検査	243	29	1 血球数（視算法）、血液像、血小板、血液寄生原虫等の検査をいう。 2 血小板の測定を行った場合は、B種に59点を加える。 3 血球数自動計数装置により血球数の測定を行った場合は、B種を88点、A種を34点とする。	
19	血液簡易生化学的検査			試験紙、簡易測定器等による検査をいう。	
	総蛋白質量 血糖	56 64	6 14	屈折計法による検査をいう。 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に41点、A種に8点を加える。	
	血中尿素窒素 (BUN) 血清カルシウム 血清膠質反応				
20	血液生化学的検査			1 分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 点数が異なる検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。  検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に36点、A種に6点を加える。	
	総蛋白質量 血糖 血中尿素窒素 (BUN) 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ビリルビン 血色素量 メトヘモグロビン $\beta$ -カロテン	76	19		

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
	血清蛋白分画 総コレステロール ナトリウム カリウム アルブミン Z T T A L P C R E AST (GOT) ALT (GPT) O C T $\gamma$ -G T P L D H C K $\alpha_1$ 酸性糖蛋白 アンモニア 血中乳酸 クロール	109	35	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に49点、A種に9点を加える。	
	血漿フィブリノゲン ガストリン ムコ蛋白 シアル酸 遊離脂肪酸 中性脂肪 リン脂質	143	50	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に78点、A種に25点を加える。	
	L D H アイソenzym ビタミン A ビタミン E フィブリシン 分解産物 (F D P) エンドトキシン リボ蛋白 アボリボ蛋白 グリセラシン ペルオキシゲン セレニウム B S P 試験 インスリン 血液ガス プロジエステロン	215	57	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に116点、A種に35点を加える。	
		244	86	異物排泄能試験をいう。	
		259	101	乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。	

番号 種別	点数		備考	適用細則
	B種	A種		
21 血清学的検査	239	25	試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験等をいう。	血球凝集反応及び沈降反応にも、この点数を適用する。
22 寄生虫検査	133	23	内・外寄生虫、子虫及び虫卵の顕微鏡的検査等をいう。	
23 直腸検査	184	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とす 2 膽検査（胆鏡検査、胆内診検査）を含む。	1 生体組織学的検査、卵管疎通検査、内視鏡検査、卵巣直接注射、子宫洗浄、子宫内薬剤注入、開腹及び卵巢割去に伴って行われる直腸検査は、それぞれの種別に含まれているから「直腸検査」は適用しない。 2 1以外の場合において、1診療時に2回以上直腸検査を行った場合でも、1回の点数を適用する。 3 膽検査（胆鏡検査、胆内診検査）のみを行った場合は、給付の対象としない。
24 穿刺検査	246	32	骨髄、リンパ節、滑液嚢等の穿刺及び採取材料の検査をいう。	腰椎穿刺、尾椎穿刺を行った場合は、「間接腔内注射」を適用する。
25 生体組織学的検査	488	51	肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体穿刺法による組織、子宫内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宫還流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。	1 生体穿刺法に併せて内視鏡を用いた場合は、「内視鏡検査」を併せて適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のための穿刺は、「筋肉内注射」を適用する。
26 尿検査	63	10	1 pH、蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、イソジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、磷酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 NAGase及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を145点、A種を32点とする。	1 簡易診断試薬、試験紙等による尿検査にもこの点数を適用する。 2 導尿によって尿を採取したときは、「導尿」を併せて適用する。 3 尿沈渣の検査以外の尿の検査で顕微鏡的検査を行った場合にも、「尿沈渣の検査」を適用する。 4 粪便の潜血反応検査にも、この点数を適用する。
27 胃内容液検査	321	31	1 pH及びミクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B種を187点、A種を14点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（VFA）を測定した場合は、B種を598点、A種を74点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に276点、A種に44点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を727点、A種を203点とする。	1 官能検査のみを行った場合は、適用しない。 2 ミクロフローラの検査は、活力、種類、数の検査とする。

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
28 レントゲン検査 撮影	透視	809	183	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とする。 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を852点、A種を226点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を889点、A種を263点とする。  3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。 撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。	造影剤を用いて撮影した場合でも、この点数を適用する。
		837	254		
29 心電図検査		219	54	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を338点、A種を190点とする。	
30 超音波検査		315	150		1 診療時に1回に限り、この点数を適用する。
31 体腔内異物検査		60	7	動物用金属異物探知機による検査をいう。	
32 子宮頸管粘液検査		136	23	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。	授精及び妊娠鑑定のために行った場合には、適用しない。
33 卵管疋通検査		329	22	直腸検査を含む。	
34 内視鏡検査		330	65	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいい、直腸検査を含む。	眼底検査を行った場合にも、この点数を適用する。
35 検案					1 検案とは、自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。この場合、「検案」とび「検案書」を適用する。 2 農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。
解剖した場合 牛・馬 種豚 解剖しない場合		792	60		6か月未満の子牛について、解剖し検案を行った場合は、種豚を解剖し検案を行った場合の点数を適用する。
		489	60		
		271	6		

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
【第5注射料】				<p>1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。</p> <p>2 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の注射には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>4 血清類については、すべて治療に用いた場合に限り、予防的目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りでない。</p>	<p>1 1診療時に、同一種類の注射薬を2回以上に分割して行っても1回として計算する。また、混合注射を行いうる注射薬を別々に注射した場合においても1回として計算する。</p> <p>2 自家血清を注射した場合は、注射方法に従って「皮下注射」、「筋肉内注射」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。</p> <p>3 皮下注射又は筋肉内注射で十分目的が達成する場合に、静脈内注射を行っても「皮下注射」又は「筋肉内注射」の点数を適用する。</p>
36 皮下注射		70	12	1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。	皮内注射を行った場合にも、この点数を適用する。
37 筋肉内注射		70	12		<p>1 乳房基質内注射を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>2 体表の血腫、膿瘍等の検査のために穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。</p>
38 静脈内注射		109	21	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に14点を加える。</p> <p>3 点滴注射を行った場合は、B種を172点、A種を29点とする。</p> <p>4 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に26点を加える。</p> <p>5 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B種に13点を加える。</p> <p>6 動脈内注射にも適用し、B種を235点とする。</p>	<p>1 気管内注射、体腔内注射、眼球結膜下注射を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>2 点滴注射とは、点滴装置（補液管は含まない。）による注射をいう。</p>
39 関節腔内注射		228	14	脊髄腔注射、腰椎注射、尾椎注射にも適用する。	腰椎穿刺、尾椎穿刺を行った場合には、この点数を適用する。
40 卵巣直接注射		279	16	卵巣実質内直接注射及び囊腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。	<p>1 卵胞囊腫の内容液を穿刺吸引した場合にも、この点数を適用する。</p> <p>2 卵巣直接注射に伴う膿洗浄は、この点数に含まれる。</p>

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
<b>【第6処置料】</b>					
41 投薬				<p>1 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の投薬には適用しない。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 調剤して投薬した場合は、B種に16点、A種に10点を加える。</p>	<p>1 投薬の方法は、水剤投与、丸剤投与、錠剤投与の別は、問わない。</p> <p>2 調剤のための費用は、この点数に含まれる。</p> <p>3 1診療時に同一種類の内服薬を2回以上に分割して投薬しても、1回の点数を適用する。また、混合投与を行いうる内服薬を別々に投薬した場合でも、1回の点数を適用する。</p> <p>4 胃洗浄に引き続き投薬を行った場合には「胃洗浄」の点数を適用する。</p>
胃カテールによらない投薬	58	5			直腸内に医薬品を注挿入した場合にも、この点数を適用する。
胃カテールによる投薬	132	5		<p>1 胃カテールにより胃内ガスを除去した場合は、B種に57点を加える。</p> <p>2 カテールにより初乳を経鼻投与した場合にも適用する。</p>	
42 洗浄				<p>薬液による洗浄をいう。</p> <p>眼洗浄には点眼を含む。</p>	<p>1 洗浄のため使用した医薬品については、増点することはできない。</p> <p>2 処置、手術に伴う口腔洗浄は、それぞれの点数に含まれる。</p>
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄及び膣洗浄	53	19			<p>1 眼洗浄及び鼻腔洗浄は、両眼及び両鼻腔について行っても1回の点数を適用する。</p> <p>2 子宮洗浄に伴う膣洗浄は「子宮洗浄」の点数に含まれる。</p> <p>3 包皮洗浄を行った場合にも、「膣洗浄」の点数を適用する。</p>
膀胱洗浄					<p>1 膀胱洗浄に先だって行った導尿は、この点数に含まれる。</p> <p>2 膀胱洗浄に引き続いて膀胱内に薬剤を注入した場合もこの点数を適用し、使用した医薬品については「膀胱内薬剤注入」の備考により薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
雌 雄	176 233	36 36		<p>1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。</p>	<p>1 導尿、膀胱洗浄を行わずに医薬品を膀胱内に注入した場合とする。</p> <p>2 導尿及び膀胱洗浄を同時に行った場合は、「膀胱洗浄」の点数を適用する。</p>
43 膀胱内薬剤注入					
雌 雄	127 167	12 11			
44 罂法	90	47		<p>罫法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>	<p>1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。</p> <p>2 罂法と同時にを行う洗浄、塗布、塗擦等はこの点数に含まれる。</p>

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
45	塗布又は塗擦			被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 塗布又は塗擦とは、消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 塗布又は塗擦には通常水剤、泥膏、軟膏、硬膏を用いるものとする。 3 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。
	水剤 膏剤	38 44	5 11		
46	散布	39	6		1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 2 使用した医薬品については、増点することはできない。 3 外寄生虫の駆除のための薬剤散布には適用しない。
47	気管内薬剤噴霧	100	15	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
48	第一胃内容液投与	463	11	第一胃内容液を採取・投与することをいう。	胃内金属異物除去器によって胃内の金属異物を摘出した場合にも、この点数を適用する。ただし、健康検査若しくは損害防止のために行った場合は適用しない。
49	胃洗浄	333	21		胃洗浄に引き続いで投薬を行ったときは、胃洗浄の点数を適用する。この場合、使用した医薬品については、「投薬」の備考により、薬価基準表に基づいて増点することができる。
50	浣腸	100	18		1 1診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 2 直腸検査に先だって行う浣腸は、「直腸検査」に含まれる。
51	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。	1 尿検査のため導尿により尿を採取した場合にも、この点数を適用する。 2 1診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 3 膀胱洗浄に先だって行う導尿は、「膀胱洗浄」に含まれる。
	雌 雄	132 161	5 4		
52	瀉血	151	11		1 診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。
53	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。	1 洗浄液としてリングル液等を用いても、その医薬品については、増点することはできない。 2 子宮洗浄に伴う膣洗浄は、この点数に含まれる。 3 治癒判定のために行う子宮洗浄にも、この点数を適用する。 4 子宮洗浄後、子宮内に医薬品を注挿入した場合、使用した医薬品については、「子宮内薬剤注入」の備考2を適用する。
	牛 馬 種	692 770 547	126 204 204		
	豚				
54	子宮内薬剤注入	302	12	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 子宮洗浄を行わずに医薬品を子宮内に注挿入した場合とする。 2 子宮洗浄の後、薬剤を注挿入した場合は、「子宮洗浄」の点数を適用する。
55	理学的治療	178	13	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。	

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
56	乳房内薬剤注入	57	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 分房数による増点は行わない。 2 1診療時に2種以上の医薬品を注入し、又は1医薬品を2回以上に分注した場合においても1回の点数を適用する。
57	吊起	333	21	エアーマットを用いた場合は、B種に247点、A種に22点を加える。	起立困難な牛馬を治療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。
58	外傷治療  小（20センチメートルまで） 第1回 第2回以後 大（20センチメートルを超えるもの） 第1回 第2回以後	158 68 373 158	31 15 61 31	洗浄、塗布、塗擦、縫合等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。	1 局所に対する化膿防止剤、局所麻酔剤等の注射、洗浄、塗布、塗擦等は増点することはできない。 2 外傷の大きさは創面の長径とする。 3 重傷であって、骨膜、腹腔、関節腔に達するものについては、創面の大きさにかかわらず、「大」を適用する。 4 化膿により全身症状を呈し、その治療のために行う注射は、増点することができる。 5 乳頭損傷が皮膚に限局している場合は、この点数を適用する。
59	第四胃変位簡易整復	247	5		患畜を獣医師が回転させて治療した場合とし、1診療経過中1回に限り適用する。
60	蹄病処置	510	29	1 蹄病手術の後治療にも適用する。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に31点を加える。また、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に176点を加える。  3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に242点、A種に19点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に31点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に176点を加える。  4 第2回以後の点数については、B種458点、A種29点とする。	1 踏創の治療にも、この点数を適用する。 2 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。 3 ギプス包帯を用いた場合の増点は、石膏ギプス包帯又はプラスチックギプス包帯のいずれを用いても、この点数を適用する（以下同じ。）。
61	その他の外科的処置	101	19	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副本包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に31点を加える。	1 亂刺の場合、乱刺を行う局所の数による増点は行わない。 2 乳頭腫（乳嘴腫）であって治療を要する場合、これを切除したときは、この点数を適用する。 3 膽ヘルニア簡易固定を行った場合にも、この点数を適用する。

番号 種別	点 数		備 考	適 用 細 則
	B種	A種		
<b>【第7指導料】</b>				
62 指導	145	5	卵胞囊腫、黄体囊腫、発育不全黄体（黄体形成不全）、卵巣発育不全、卵巣静止、排卵遅延（排卵障害）、卵巣萎縮、ケトーシス、第四胃変位（手術したものと除く。）、脂肪肝、ダウナー症候群（産前・産後起立不能症）、乳熱及び子牛の下痢・肺炎について、第2診以後1回に限り適用する。	飼養法（原則として飼料計算に基づく飼料の給与指導を行うものとする。）及び管理法について指導を行い、指導書を交付した場合とする。この場合、「指導」及び「指導書」を適用する。
<b>【第8手術料】</b>				
頭 部 手 術				
63 円鋸術	363	55	1 1個についての点数とする。 2 洗浄を含む。	
64 眼科手術	364	56	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B種を613点、A種を95点とする。	1 1眼についての点数とする。 2 同時に進行する瞼法を含む。
65 整歯				
鑑整			斜歯、剪状歯、階状歯等の鑑整及び歯鉋による短切をいう。	1 整歯によって生じた創傷に対する処置を含む。 2 整歯（鑑整及び短切）は6ヵ月に1回に限り適用する。 3 歯鉋によって短切した後、歯鑑を用いて鑑整したときは、「短切」の点数を適用する。
牛・種豚 馬 短切 牛・種豚 馬	181 346 280 444	19 84 48 112	歯鉋による短切をいう。	

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
66	拔歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に487点、A種に74点を加える。	拔歯によって生じた創傷に対する処置を含む。
	齧歯				
	牛・種豚	313	23		
	馬	477	87		
	裂歯				
	牛・種豚	384	23		
	馬	548	87		
	乳白歯				
	牛・種豚	313	23		
	馬	477	87		
	永久白歯				
	牛・種豚	384	23		
	馬	548	87		
67	鼻鏡断裂手術	676	110	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。	
	<u>頸部手術</u>				
68	気管切開	315	73		
69	食道異物除去	330	18		1 異物の摘出、推送又は細挫のいずれで行った場合でも、この点数を適用する。 2 切開手術を行って異物を摘出した場合は、「食道切開」を適用する。 3 同時に行うカテーテルによる胃内ガス除去を含む。
70	食道切開	536	55		
71	齶癖矯正術	3,173	254		
	<u>胸腹部手術</u>				
72	穿胸	202	21	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿胸術は、診察に含まれる。	
73	穿胃	163	21	薬剤の注入を含む。	腹水除去にも、この点数を適用する。
74	第四胃変位簡易整復手術	577	125	デラハンティ法、ピンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。	
75	開胸				
				1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を <small>今オ</small> 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	牛・馬 種豚	9,198 3,157	470 235		

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
76	開腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	牛・馬 帝王切開	6,673	853	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	帝王切開は胎子の生死にかかわらず、この点数を適用する。
	腸管手術	6,499	679	腸捻転、腸重疊等の手術をいい、第三胃及び第四胃手術（第四胃変位整復手術を除く。）にも適用する。	
	第一胃切開	5,553	579	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。	同時に行う第三胃及び第四胃の食滯の温湯噴流による治療処置を含む。
	第四胃変位 整復手術	4,638	589	1 右方変位の場合は、B種に1,060点を加える。ただし、右方変位の整復手術と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,187点を加える。 2 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,400点、A種に321点を加える。	
	その他の開腹	3,593	544	開腹により脂肪壊死症、中皮腫、腹膜瘻着及び肝円さく遺残の診断を行った場合に限り適用する。	1 同時に剥離、切除等の処置を含む。 2 牛又は馬の病的卵巣を摘出した場合にも、この点数を適用する。
	種豚 (帝王切開)	3,881	392		
77	穿腸	260	46	薬剤の注入を含む。	1 膀胱穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。 2 発酵防止剤の投与については、増点することができない。
78	ヘルニア整復	1,618	51	観血手術によって整復した場合とする。	
79	摘出手術	629	63	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をいう。	
80	腔脱整復	230	36	圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。	1 去勢（潜在精巣の摘出を含む。）は、病傷事故に該当しないから適用しない。 2 同時に左右の睾丸を摘出した場合も、1回の点数を適用する。
81	腔脱整復手術 縫合法 観血法	544 1,222	110 140	ボタン法等による手術の場合をいう。	1 腔脱整復の全過程についての点数とする。 2 陰門縫合により腔脱整復を行った場合にも、この点数を適用する。 3 ボタン法、観血法等による腔壁固定手術以外の方法によって腔脱整復を行った場合は、「腔脱整復」を適用する。
82	子宮脱整復	1,981	414		1 子宮脱整復の全過程についての点数とする。 2 洗浄、消毒及び収斂のために使用する医薬品を含む。 3 整復のため行った尾椎麻酔もこの点数に含む。

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
83	直腸脱整復 縫合法 観血法 牛・馬	265	71		1 直腸脱整復の全過程についての点数とする。 2 子牛の肛門形成術を行った場合には、観血法の点数を適用する。
	牛・馬	639	121	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に303点を加える。	
	種豚	546	121		
84	難産介助			胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）を行い、死亡胎子の摘出も含む。	1 難産とは、通常足胞現出後（足胞が現出しない場合、第一破水後）2時間を経過しても娩出のない場合とする。 2 難産の場合において、胎子（死亡胎子を含む。）を引き出した場合または胎子の失位を整復して娩出させた場合に限り適用する。ただし、胎子の引き出し又は娩出ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。 3 正常分娩の場合における分娩監視、介助は病傷事故に該当しないから、適用の対象とはならない。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 5 用手法によりマイラ変性胎子を摘出した場合にも、この点数を適用し、同時に用手法による子宫洗浄を含む。
	牛・馬	650	84	1 難産介助を行った場合において30分を超えて娩出しない場合は、B種に505点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 胎子娩出後の新生子牛に対し、蘇生術（胎水の吸引及び酸素吸入）を行った場合は、B種に300点、A種に120点を加える。	
	種豚	391	80	難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B種に303点を加える。	
85	子宮捻転整復	1,643	76	1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。 2 開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,521点、A種に421点を加える。	1 胎児の娩出ができない場合であって、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合にも適用する。 2 子宮捻転の方向及び捻転の度合いは問わない。 3 胎子が死亡している場合の子宮捻転整復及び死亡胎子の娩出を含む。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 5 子宮捻転整復後に難産となり、切胎若しくは帝王切開を行った場合は、切胎若しくは帝王切開の点数を適用する。
	切胎	2,836	235	難産介助に伴う断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。	1 切胎時に用手法による医薬品の注入、塗布、注射、子宮洗浄等の処置を含む。 2 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。

番号 種別	点 数		備 考	適 用 細 則
	B種	A種		
87 胎盤停滞除去			胎盤停滞除去後、医薬品の注入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	<p>1 分娩後原則として24時間を経て、なお、脱落しないものを、用手法によって除去した場合に適用する。</p> <p>2 除去直後に進行子宮洗浄を含む。</p> <p>3 停滞予防を目的とするホルモン剤については、増点することはできない。</p> <p>4 同時に進行する産道の損傷に対する処置を含む。</p>
牛・種豚 馬	636 949	10 10		
88 乳房切開手術	1,747	180	1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B種に1,033点を加える。	乳頭以外の部分について切開手術を行った場合とする。
89 乳頭狭窄手術	356	44	乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。	
90 乳頭手術	789	57	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に295点、A種に43点を加える。	<p>1 手術が乳頭の部分に限られる場合とする。</p> <p>2 乳頭の損傷が皮膚に限局している場合の手術は、「外傷治療」を適用する。</p>
91 膀胱手術	469	48	開腹手術を行った場合は、B種に4,442点、A種に369点を加える。	雌牛膀胱腫瘍診断治療器により、膀胱内腫瘍の焼烙手術を行った場合にも、この点数を適用する。
92 尿道切開手術	830	98	尿道瘻形成手術を行った場合は、B種に673点を加える。	
<u>四 肢 手 術</u>				
93 骨折整復				
観血整復術	6,688	1,714	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髓ピンにより整復した場合は、B種を6,844点、A種を1,899点とする。 3 ギブス包帯を用いた場合は、B種及びA種に242点を加える。	<p>1 骨折部位の固定のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。</p> <p>2 骨折にともなう外傷の治療処置を含む。</p> <p>ギブス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1回に限るものとする。</p>
非観血整復術	804	238	固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギブス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。	第2診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度この点数を適用することができる。

番号	種別	点数		備考	適用細則
		B種	A種		
94	ナックル整復	672	191	固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。	
95	脱臼整復	778	212	韌帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。	脱臼整復のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。
96	膝蓋関節脱臼整復手術	625	42	観血手術の場合をいう。	
97	蹄病手術	793	61	<p>1 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に31点を加える。また、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に176点を加える。</p> <p>2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に404点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に31点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、1肢につきB種及びA種に176点を加える。</p> <p>3 断蹄手術の場合は、B種を1,672点、A種を105点とする。</p>	<p>1 蹄病手術以外の蹄病に対する処置及び蹄病手術の後治療には、「蹄病処置」を適用する。</p> <p>2 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。</p>
<u>その他の手術</u>					
98	切開手術			膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。	
	小（20センチメートルまで）				
	第1回	281	39		
	第2回以後	160	20		
	大（20センチメートルを超えるもの）				
	第1回	628	62		
	第2回以後	226	32		

番号 種別	点 数		備 考	適 用 細 則
	B種	A種		
99 麻酔術	322	10	1 全身麻酔であって中麻酔又は深麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 手術で全身麻酔を必要とした場合に限り適用する。 2 麻酔術を適用する中麻酔及び深麻酔は、倒臥して昏睡状態に至る程度のものをいう。 3 浅麻酔及び鎮静は、注射又は投薬を適用する。
100 焼烙	138	11	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。	1 点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙のうち2種以上行った場合にも、1回の点数を適用する。 2 焼烙の部位、箇所数又は焼烙面の大小のいかんにかかわらず1回の点数を適用する。 3 処置及び手術の一部として行う焼烙は、それぞれの中に含まれるから、「焼烙」を適用しない。
<b>【第9入院料】</b>				
101 入院 牛・馬 種豚	250 95	36 18	1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。	

- [注] 1 B種の項に係る点数は農業災害補償法施行規則第33条第1項の規定、A種の項に係る点数は同令第34条の3第1項の規定によるものである。
- 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用するべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
- 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。